

三郷市立栄中学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

しかし、いじめはどの学校にも起こりうるものであり、全国的に社会問題となっている。

本校では、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」、「埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、いじめの早期発見及び対処のための対策を策定し、いじめの根絶をすべく取り組みを行っている。

1 いじめの未然防止

(1) 人間力を高める道徳教育の充実

- ・道徳の授業では、児童生徒の心が揺さぶられる教材や資料を取り扱い、人としての「気高さ」や「思いやり」「心づかい」等に触れさせ、自身の生活や行動を省みる。
- ・教育活動全体を通じ、豊かな情操や道徳心、自己肯定感、他者を認め互いに尊重しあえる態度などを育成する。

(2) 豊かな体験活動の充実

- ・学校行事や生徒会活動を通して、他者を理解し、協力することの大切さを学ぶ。
- ・特別支援学校との交流活動や、校内ボランティア、職業体験等、学年に応じた活動を教育計画に位置付け、実施する。

(3) 生徒会主体の取組

- ・毎朝、保護者や地域の方々、教職員と一緒に「あいさつ運動」を実施し、笑顔で一日を始められるようにする。また、あいさつの大切さを学び、よりよい人間関係づくりを行う。週に一度、小学校と合同で「あいさつ運動」を実施する。
- ・生徒総会で活動方針の中に「いじめ撲滅」に関する内容を位置づける。方針の話し合いの中で、どうすればいじめのない学校にできるかを話し合う。

(4) 意識の啓発

- ・生徒会主催で「いじめ撲滅」について全校生徒で取り組み、「いじめ撲滅宣言」を行う。
- ・全校朝会で校長による講話を行う。

2 早期発見のための対策

(1) 日常的なコミュニケーションの充実

- ・教職員は、生徒に積極的に言葉がけをして、生徒とのコミュニケーションを図り、生徒の小さな変化を見逃さないようにする。
- ・「栄ノート」を活用して、生徒の実態把握と適切な指導に努める。
- ・休み時間や昼休み等、生徒の様子に目を配り、「生徒がいる所には、教職員がいる」こ

とを目指す。

(2) 教育相談の実施体制

- ・生徒及び保護者が相談を行うことができるよう、教職員と生徒の信頼関係を築き、次の通り相談体制を整える。
 - ① いじめ相談窓口（教頭及び学年主任）
 - ② 第1教育相談室（ののさと）、第2教育相談室、第3教育相談室（みずぬま）との連携
 - ③ さわやか相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
- ・「心と体の安全点検」を月1回行い、必要に応じて教育相談を実施する。

(3) 校内研修の実施

- ・生徒理解に関する研修やいじめ防止等のための対策に関する研修を年間研修計画に位置づけ、教職員の意識啓発を図る。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・インターネット等を通じて行われるいじめを防止するとともに、効果的に対処できるようにするために、教職員、保護者を対象に講習会を実施する。また、生徒を対象にしたインターネットおよびSNSに関する講習会を行う。

3 いじめの対応

(1) 適切な実態把握

- ・当事者、および周囲の生徒から情報収集を行い、事実関係を把握する。

(2) 組織的な対応

- ・いじめの事実が確認された場合は、事実関係を管理職、職員に周知するとともに、組織的に対応する。各担任は、被害加害両生徒の保護者に事実関係及び学校の方針を伝え、指導体制を整える。

(3) 生徒への指導、支援

- ・被害生徒に対して、被害の再発がないよう配慮し、心のケアを行う。
- ・加害生徒に対して、自分の行った行為を認識させるとともに、被害者の生命、身体に重大な危険を生じさせることを理解させる。また、被害生徒へのいじめが再発しないよう指導を行う。

(4) 保護者との連携

- ・被害生徒及び保護者に対する支援を行い、具体的な対応策を説明する。また、加害生徒の保護者と面談し、再発防止のための策を講じる。

(5) 関係機関への報告・相談

- ・事案によって関係機関との連携を行う。（吉川警察署、越谷児童相談所等）

4 校内組織

(1) 「いじめ防止対策推進委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ防止対策推進委員会」を設置する。

〈構成員〉

校長・教頭・生徒指導主任・各学年生徒指導担当・教育相談主任・養護教諭

・さわやか相談員・スクールカウンセラー

〈活動〉

- ① 早期発見に関すること。(教育相談等)
- ② 未然防止に関すること。
- ③ 対応に関すること。
- ④ いじめが心身に及ぼす影響、その他いじめの問題に関する児童生徒の理解を深める取組。

〈開催〉

生徒指導委員会を兼ね、週に一度情報交換、および報告を行う。

(2) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 三郷市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対する組織「いじめ防止対策推進特別委員会」を設置する。

〈構成員〉 校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主任。学年生徒指導担当、
教育相談主任、スクールカウンセラー、養護教諭、学校医

- ③ 「いじめ防止対策推進特別委員会」を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 「いじめ防止対策推進特別委員会」の調査結果については、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対し、事実関係及び必要な情報を適切に提供する。同時に、いじめを行った児童生徒の保護者にも事実関係及び必要な情報を適切に提供し、今後の対応について、協議する。
- ⑤ 「いじめ防止対策推進特別委員会」は、調査結果及び再発防止策について、三郷市教育委員会に報告する。